

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所町 (和田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日、令和6年8月22日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主な栽培品目は水稲である。農家数は31戸で、内、16戸が自己完結型で水稲経営(品種:山田錦、コシヒカリ)を行っている。意向調査回答者47名の内、29名(62%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。高齢化等で耕作できない農地は、地区内外の認定農業者や規模拡大志向農家が耕作している。近年、農家の高齢化が進み、自己保全農地が散見されており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営作目は引き続き、水稲(品種:山田錦、コシヒカリ)とし、個別完結型の営農を進める。また、黒大豆等の高収益作物や農地保全の一環として、コスモスやレンゲ、ひまわり等の景観作物、畜産農家と連携した飼料作物の生産等、多様な農地利用を検討する。
・農家の高齢化等で、空き農地が発生した場合は、地区内農家に耕作を打診していくことを基本とし、耕作者が見つからない場合は、周辺地区の認定農業者や規模拡大志向農家への集積を図る。
・今後、地区内の若手後継者に対し、機械作業に慣れてもらいながら、将来の担い手として育成する。
・さらに、機械の過剰投資、耕作できなくなった方への労力補完の対応として集落営農組織の立ち上げも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進員と調整し、認定農業者や規模拡大志向農家を中心に農地バンクを通じた集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区内農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
和田集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、JAみのりに対し、水稻の育苗や病害虫防除、乾燥調製作業を、援農みのりに対し、水稻にかかる耕耘、田植、収穫、土壌改良剤の散布、モアによる除草作業等を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

③作業の省力化を目指し、ドローンによる直播や肥料散布、トラクターや田植機など自動走行技術など、スマート農業技術の導入を検討する。

⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。